

○久喜市自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、緊急時における心肺停止者への早期の救命手当を行い、もって市民の健康と安全の確保に資するため、市民が参加する各種行事の主催者に対して自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しを行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 AEDを貸し出す行事は、市内において開催されるスポーツ大会、各種行事、イベント等（以下「各種イベント等」という。）とする。

(貸出対象者)

第3条 AEDの貸出しを受けることができるもの（以下この条において「貸出対象者」という。）は、前条に規定する各種イベント等を主催する市内に住所を有する者が中心となって組織する団体（市内に事業所を有する団体を含む。）とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、次の要件を満たす貸出対象者にAEDを貸し出すものとする。

- (1) 医療従事者（医師並びに看護師及び救命救急士の資格を有する者をいう。）又は一次救命処置講習（AEDの使用に係る講習を含むもの。）以上の講習修了者を配置することができること。
- (2) AEDを市の区域内で使用すること。
- (3) AEDを営利目的で使用しないこと。

(貸出期間及び料金)

第4条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日を含めて4日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、貸出期間を延長することができる。

2 AEDの貸出期限日が久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その直後の市の休日でない日をもって貸出期限日とする。

3 AEDの貸出料金は、無料とする。

(貸出手続)

第5条 AEDの貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の属する月の1月前の初日(市の休日に当たるときは、直後の市の休日でない日)から貸出しを受けようとする日の5日前(市の休日に当たるときは、直前の市の休日でない日)までに、自動体外式除細動器(AED)借用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の借用申請書を提出するものは、第3条第2項第1号の要件を満たす者であることを証明できる書類を、提示し、又は添付しなければならない。

3 市長は、第1項の借用申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、貸出しを決定したときは自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書(様式第2号)により、貸出ししないことを決定したときは自動体外式除細動器(AED)貸出不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 貸出決定通知書により通知を受けた者(以下「借受者」という。)は、AEDの引渡指定日に貸出決定通知書を引渡指定場所に持参するものとする。

5 借受者は、貸出決定通知書の提示によりAEDを借り受けることとする。

(返却手続)

第6条 借受者は、各種イベント終了後、返却指定日に返却指定場所へ自動体外式除細動器(AED)返却確認書(様式第4号。以下「返却確認書」という。)を添付の上、AEDを持参し、AEDの点検・確認を受けた後、返却する。

2 借受者は、実際にAEDを使用したときには自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第5号)を、故障・破損・紛失等があった場合には自動体外式除細動器(AED)破損等報告書(様式第6号)を返却確認書に添付するものとする。なお、返却後も、必要に応じてその状況の聴取に応じなければならない。

(維持管理)

第7条 借受者は、使用説明書による取扱いを遵守の上、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、AEDを申請した目的以外に使用し、又は他に転貸し、譲渡し、若しくは処分してはならない。

3 借受者は、AEDを故障、破損、紛失等させたときには、自己の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、やむを得ない事由により、貸し出すことが不能となった場合、貸出決定通知後であっても、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

(1) 利用者が虚偽の申請をしたとき。

(2) 利用者がAEDを申請した目的以外に使用したとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(損害賠償責任)

第9条 AEDの使用により生じた事故に対しては、市長は一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省略)

様 式 (省略)